

1. 件名：放射線管理等報告書及び放射線業務従事者線量等報告書に係る面談
2. 日時：平成28年6月15日（水）14時00分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

片岸安全審査官、尾下安全審査官

原子力規制企画課

石井企画官、鈴木専門職、別所技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力保健安全センター 担当2名

福島第一廃炉カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）から、「平成27年度放射線業務従事者線量等報告書」等について以下の通り説明を受けた。
  - 今回、報告書の最終補正の提出が、期限である年度末から45日以内を超えた理由について
    - ✓ 今年度からサブドレン他浄化設備の処理済水が実効線量評価項目として新たに加わり、同処理水に含まれるNi-63等の難測定核種の分析に時間を要したため。
  - 平成22年度から平成27年度までの「放射線管理等報告書」並びに平成22年度から平成26年度までの「放射線業務従事者線量等報告書」に係る訂正箇所（平成27年度の訂正については最終見込み）すなわち従事者登録、線量値、集計用プログラム等の誤りの原因及び再発防止対策について
- 原子力規制庁から、東京電力に対し以下の通り求めた。
  - サブドレン処理水の分析に要する日数については、今回難測定核種の分析に要した実態の日数を示すとともに、今後の分析に必要な標準的な日数を示すこと。
  - 今回の説明内容に加え、平成28年5月13日及び5月27日に東京電力から説明のあった中性子検出器貯蔵量の記載誤り及び固体廃棄物発生量積算日変更に伴う改訂も含めた報告書を早期に提出すること。

#### 6. その他

配付資料

- 放射線業務従事者等報告に係る放射能分析時間について
- 放射線管理等報告書及び放射線業務従事者線量等報告書の訂正について